

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

～がけ地に関する支援事業のご案内～

急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊を防止するため、土地所有者などの全面協力が得られる場合に、県や市が崩壊防止工事を実施しています。工事費の一部は土地所有者などの負担が必要です。

対象 次の要件を全て満たすがけ地

- ・自然がけで高さが5m以上であること
- ・がけの勾配が30度以上であること
- ・保全すべき人家が5戸以上であること



詳しくは、

お問い合わせ 都市河川課 ☎043-245-5439 (FAX)043-245-5574

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れなどの災害から住民のみなさんの安全を確保するため、危険ながけに近接する住宅を解体撤去し、安全な土地に移転する際の費用の一部を助成します。

【対象となる住宅】

- ・土砂災害特別警戒区域内で指定日より前に建てられた住宅
- ・がけ条例規制区域内で1972年10月20日より前に建てられた住宅 など



詳しくは、

移転をお考えの方は、対象条件などの確認のため、事前にご相談ください。

お問い合わせ 建築指導課：☎043-245-5856 (FAX)043-245-5888

被災宅地擁壁改修新設補助

被災した宅地の擁壁の改修や新設にかかる費用の一部を助成します。

助成額 工事費用の3分の1（上限=300万円）

対象 千葉市内で、大規模災害（直近では、2019年の台風15号・19号

- ・10月25日の大雨）により被災した宅地にかかるがけに対する擁壁の改修等であること。

詳しくは、

お問い合わせ 宅地課 ☎043-245-5314 (FAX) 043-245-5583